鳥取県公報

令和４年11月25日（金）
号外第７４号

毎週火・金曜日発行

目　　　　次

◇　**選管規則**　　鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則（１）・・・・・・・・・・・・・・・・２

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年11月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長　大　口　久　志

鳥取県選挙管理委員会規則第１号

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（職員の職） 第15条　職員の職は、次の各号に掲げるとおりとする。 （１）　略 （２）　書記をもって充てる職 参事、次長、係長、主任及び主事	（職員の職） 第15条　職員の職は、次の各号に掲げるとおりとする。 （１）　略 （２）　書記をもって充てる職 次長、係長、主任及び主事
（職務） 第16条　略 ２　参事は、事務局長を助けて重要な局務に参画する。 ３　次長は、事務局長を助けて局務に従事し、事務局長に事故がある場合は、その職務を代行する。 ４　略 ５　主任及び主事は、上司の命を受け、その担当する事務に従事する。	（職務） 第16条　略 ２　次長は、事務局長をたすけて局務に従事し、事務局長に事故がある場合は、その職務を代行する。 ３　略 ４　主任は、上司の命を受け、事務に従事する。
（事務の代決） 第17条　事務局長が不在のときは次長（次長が不在の場合にあっては、参事）が、事務局長、参事及び次長がいずれも不在のときは主務係長が事務を代決する。ただし、代決に係る事務が次の各号の一に該当すると認められる場合は、上司の指揮を受けて処理しなければならない。 （１）・（２）　略	（事務の代決） 第17条　事務局長が不在のときは次長が、事務局長及び次長がともに不在のときは主務係長が事務を代決する。ただし、代決に係る事務が次の各号の一に該当すると認められる場合は、上司の指揮を受けて処理しなければならない。 （１）・（２）　略

附　則

この規則は、公布の日から施行する。